

1. 業務概要

1) 業務の目的

日本の多様な食文化を生み出すきっかけとなった奈良県で、子どもを主な対象とした食文化や伝統文化について体験を通して学ぶセミナーおよび体験教室を開催し、伝統文化への関心を高め、郷土への誇りや愛着を深める機会とします。

2) 委託上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含みます。）

2. 業務の内容

1) セミナーおよび体験教室の企画調整

下記の条件により、セミナーおよび体験教室の実施内容及び講師について企画提案を行います。県と協議の上で実施内容を決定し、講師依頼・会場予約・日程調整等、開催に必要な調整を行います。

(1) 奈良の農・食・伝統文化を学ぶキックオフセミナー

下記(2)の「奈良の食と農の体験教室」参加への動機付けや関心を持つきっかけとなるキックオフセミナーを実施します。セミナーのテーマは下記①および②とし、各1回ずつ体験教室に先行して行い、子どもの教室参加を促します。

・テーマ：

① 「食材と郷土料理」

奈良の代表的な食材（例：イチゴ、柿、大和スイカ、大和茶、大和野菜等）および奈良の郷土料理（行事食・伝統食も含む）について、その歴史や特徴・魅力についてわかりやすく講習し、体験教室参加への関心・意欲を高める。

② 「伝統文化」

奈良の食と農に関連が深い「伝統文化」について、その歴史や由来についてわかりやすく講習し、体験教室参加への関心・意欲を高める。

・開催時期：令和6年7月下旬～8月末日

・開催回数：各テーマにつき1回ずつ

・会場：「なら歴史芸術文化村交流にぎわい棟」（または「なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス」）

・対象：小学生・中学生（保護者付添も可）

・参加人数：小中学生約30名/回

※参加費は無料とすること。

(2) 奈良の食と農の体験教室

奈良県にルーツを持つ農産物、食文化、農村文化をテーマに、体験および実習を通して、生産・歴史・作法などについて子どもが学ぶことができる体験教室を実施します。

・テーマ

① 食材と郷土料理体験教室

・奈良の代表的な食材あるいは伝統的な食材について、産地の歴史や品種の紹介、食べ方（品種の食べ比べや加工方法）などを学ぶ教室を実施する。2品目をテーマとして設定し、各2回、のべ年間4回実施する。

・奈良の郷土料理（行事食・伝統食も含む）をテーマとした料理教室を実施する。3品目をテーマとして設定し、各2回、のべ年間6回実施する。（テーマ例：柿の葉寿司・きなこ雑煮・茶がゆ・飛鳥鍋・三輪素麺・半夏生餅・いもぼた等）

- ・開催時期：令和6年7月下旬～令和7年1月末日（（1）のキックオフセミナー以降に実施すること。）
- ・会場：「なら歴史芸術文化村交流にぎわい棟」（または「なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス」）
（食材の回については生産現場等も可とする。ただし交通の利便性に配慮すること。）
- ・対象：小学生・中学生（保護者付添も可）
- ・参加人数：小中学生約24名/回

②食と農の伝統文化体験教室

奈良の食と農に関連した伝統文化「茶道」「華道」「和菓子」をテーマとした教室を実施する。

作法・所作の基礎が体験でき、かつ奈良の食材等の生産や産地についても学べる内容とし、各テーマにつき3回、のべ年間9回実施する。

- ・内容例：
 - 「茶道」：奈良の茶道具や大和茶を使った茶道体験教室。
 - 「華道」：奈良県産の花弁を使った華道体験教室。
 - 「和菓子」：奈良県産の食材を使った和菓子作りの体験教室。
- ・開催時期：令和6年7月下旬～令和7年1月末日（（1）のキックオフセミナー以降に実施すること。）
- ・会場：「なら歴史芸術文化村交流にぎわい棟」（または「なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス」）
- ・対象：小学生・中学生（保護者付添も可）
- ・参加人数：小中学生約24名/回

2) 参加者の募集

参加者募集について、印刷物の配布やインターネット等、具体的な周知・募集方法を提案し、広報・募集を行います。

3) 参加申込の受付

県と協議の上、参加募集期間を設定し、参加申込の受付を行います。

4) セミナーおよび体験教室の開催・運営・記録

1) の企画内容に基づき、セミナーおよび体験教室を開催・運営します。

実施体制を整え、講師手配、食材・資材・調理器具・資料等の準備、アンケート実施等運営管理を実施します。参加者の事故に対応したイベント保険に加入します。

実施の際には、参加者の了解を得た上で写真や動画を撮影し、県ホームページや広報等に使用できるデータとして保存します。

5) セミナーおよび体験教室開催マニュアルの作成

本事業終了後、第三者により再現実施が可能となるよう、下記の項目を記載した開催マニュアルを作成します。

- (1) 事業計画及び収支計画
- (2) 開催準備スケジュール、準備物品リスト、web 申込受付方法
- (3) 当日運営マニュアル
- (4) 進行台本、配付資料一式
- (5) その他、開催に必要な資料

6) 打合せ協議等

本業務にかかる打合せ協議について、業務着手時、事業実施中、成果品納入時、業務完了時、その他業務執行上必要な際に実施します。

3. 委託業務の対象経費

区分	内容
企画費	セミナーおよび体験教室実施の企画に係る費用
謝金	講師、運営スタッフ等に係る謝金
旅費	講師、運営スタッフ等に係る旅費
印刷費	参加者募集チラシ、当日資料等の印刷費
郵便料	参加者募集チラシ、参加可否通知等の送付料
材料費	セミナーおよび体験教室等の開催に係る食材費・資材費
使用料等	会場および備品・設備の使用に係る費用 ※「なら歴史芸術文化村 多目的室」の使用料は計上不要。
保険料	イベント保険料
その他	上記以外の事業実施に直接要する経費

4. 成果品および納期

本業務の成果品および納期は、以下のとおりとします。提出場所は、奈良県豊かな食と農の振興課とします。

1) 成果物

下記のデータを保存したCD-R又はDVD-R 1枚、紙出力1部

- (1) セミナーおよび体験教室 実施状況報告書（アンケート集計結果を含む）
- (2) セミナーおよび体験教室 開催マニュアル
- (3) セミナーおよび体験教室 記録写真・動画データ

※ (1) および (2) はMicrosoft データ形式 (Word, Excel, PowerPoint のいずれか) とします。

2) 納期 令和7年2月12日(水)

※本業務における成果品の知的財産権等の取り扱いは、次のとおりとします。

- ・受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の知的財産権を委託者に無償で譲渡し、著作権法第18条、第19条及び第20条の行使については委託者の書面による事前の同意を要するものとします。
- ・成果品について、委託者が修正、二次利用を行う場合があります。

5. 参加資格

この委託事業における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

- 1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q5（広告・イベント業務）又はQ7（諸サービス）で登録している者であること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、提案書の提出時まで資格者の登録申請を終えていることを条件とする。
- 2) 平成31年4月1日から公告日までに、国、地方公共団体または民間企業等から子どもや親子を主な対象とした食や農に関する講習やイベント、または伝統文化や郷土料理等に関するイベント等を実施した実績を有する者（共同事業体等の構成員としての実績を有する場合も可）であること。
- 3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- 4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。

- 7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- 10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- 11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

6. 参加手続きについて

1) 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答

(1) 質問の提出期限

令和6年6月14日（金）の午後5時まで

ただし、受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という）を除きます。

(2) 提出先

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

T E L 0742-27-7401、F A X 0742-26-6211

(3) 提出方法

F A Xにより提出し（任意様式）、電話にて送付した旨を連絡してください。

(4) 回答

令和6年6月17日（月）午後5時までに、質問に対する回答を奈良県 豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表します。

2) 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月18日（火）の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。

(2) 提出先

6-1) - (2) の提出先と同じ

(3) 提出物および提出部数

・様式1-1 参加表明書（A4・縦・1頁）・・・ 1部

・様式1-2 企業概要（A4・縦・1頁）・・・ 1部

・様式1-3 業務実績（A4・横・3頁以内）・・・ 1部

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）

(5) 参加表明書作成上の留意事項

業務実績（様式1-3）は、「5. 参加資格」の（2）を確認するため、平成31年4月1日から公告日までに実施した、子どもや親子を主な対象とした講習やイベント、または伝統文化や郷土料理等に関するイベント等が含まれる業務実績を1件以上、合計最大5件まで記載してください。

(6) 選定、非選定の通知

参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有する者について提案書の提出を依頼する者として選定します。なお、参加資格を有する者が6者以上の場合、参加表明書の内容を評価し、上位5者までを選定します。

参加表明書を提出した者には、提案書の提出依頼または非選定の通知を書面およびFAXにより送付します。このうち、非選定の通知をした者に対しては、その理由を書面により通知します。

7. 提案書の提出および審査について

1) 提案書の作成に関する質問の受付および回答

(1) 質問の提出期限

令和6年6月19日(水)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。

(2) 提出先

6-1)-(2)の提出先と同じ

(3) 提出方法

FAXにより提出し(任意様式)、電話にて送付した旨を連絡してください。

(4) 回答

令和6年6月20日(木)午後5時までに、質問に対する回答を奈良県豊かな食と農の振興課ホームページにおいて公表します。

2) 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月28日(金)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除きます。

(2) 提出先

6-1)-(2)の提出先と同じ

(3) 提出物および提出部数

① 様式2-1 提案書の提出について・・・2部

② 様式2-2 実施体制・・・・・・・・・・2部

③ 様式2-3 提案書・・・・・・・・・・2部

④ 見積書(任意様式)・・・・・・・・・・2部

(4) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。)

(5) 提案を求める項目等

提案書には、業務の目的及び業務内容を踏まえ、次の事項について記載してください。

① 提案書の提出について

様式のとおり。

② 実施体制

A4・縦・3頁以内に記載すること。

ア 業務遂行体制・人員配置：

業務実施に伴う運営体制、業務分担、業務毎の人員配置(責任者を明記)を記載すること。

イ 業務スケジュール：

業務の実施スケジュールを業務毎に記載すること。

③ 提案書

A4・縦・6頁以内に記載すること。各項目の記載事項については「2. 業務の内容」を参照すること。

ア 事業の趣旨・目的を踏まえた本業務の実施方針(全体イメージ)

イ キックオフセミナーの実施案(テーマ、内容、講師候補、体験教室参加への動機付けの方法等)

ウ 「食と農の体験教室」の「食材と郷土料理体験教室」の実施案(テーマ、内容、講師候補等)

エ 「食と農の体験教室」の「食と農の伝統文化体験教室」の実施案(テーマ、内容、講師候補等)

オ 参加者募集の実施案(周知方法・申込方法等)

④ 見積書

・宛名を「奈良県食農部長」とすること。

- ・業務の内容の各項目にかかる積算内訳を記載すること。
 なお、謝金単価は「文化庁 令和6年度 伝統文化親子事業（地域展開型）」の定めを下記のとおり準用する（上限額）。
 ア 指導謝金：5,200円/時間（模範演技や実演も指導謝金として計上する。準備等の時間は除き、実指導時間のみ経費対象とする。）
 イ 協力謝金：1,210円/時間（指導の前後の準備等を計上する場合は協力謝金を用いること。）
 ※参加費等の収入が発生する場合は、見込額および内訳を記載すること。

3) 提案書作成上の留意事項

- (1) プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。
- (2) 右肩の（商号又は名称）以外に、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とします。
- (3) 提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとします。
- (4) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された提案書は返却しないものとします。また、提案書を無断で他に使用することはできないものとします。
- (6) 提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とします。
- (7) 提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4) 受託者を特定するための評価基準

提案書の評価基準は以下のとおりとします。

評価項目	評価基準	配点
実施体制	業務遂行に必要な組織体制、人員、責任者が配置されている。	10点
	効果的で実行可能なスケジュールを立案している。	10点
	同類の業務について、実績が豊富である。	5点
企画力	業務の趣旨を十分理解し、目的に合致した実施方針となっている。	10点
	キックオフセミナーについて、内容や手法の難易度が小中学生に対して適切なものであり、体験教室参加への関心・意欲を高める提案となっている。	15点
	「食材と郷土料理体験教室」について、体験や実習を通して、奈良県の農産物および郷土料理（行事食・伝統食も含む）についてわかりやすく学べる提案となっている。	15点
	「食と農の伝統文化体験教室」について、伝統文化の体験や実習を通して、奈良の特産物（使用する食材や農産物等）についてもわかりやすく学べる提案となっている。	15点
	参加者募集の方法について、広報効果が高く、申込がしやすい実施提案となっている。	10点
コストの妥当性	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である。	10点
合 計		100点

- ①提案書の審査の結果を集計し、総得点が最高点の者を受託者とします。ただし、全ての評価項目について平均点が5割、かつ総得点が6割に満たない場合は受託者として特定しません。
- ②同点で複数の最高得点者が出た場合、「企画力－実施体制－コスト」の順で点数の高い者を最優秀提案者とします。

5) プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

- ①プレゼンテーションおよびヒアリング審査は、令和6年7月4日（木）に奈良市内の会議室で実施します。時間等詳細は後日提案者に通知します。

- ②プレゼンテーションには、機材（パソコンやプロジェクタ）を使用せず、事前に提出した提案書により説明をすることとします。
- ③自然災害等による社会情勢の変動を踏まえ、プレゼンテーションを取りやめ、書面による審査に切り替える場合があります。

6) 特定、非特定の通知

- ①提案書を提出した者には、特定または非特定を通知します。
- ②非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求められます。
- ③非特定理由の説明書請求の提出方法、提出先は以下のとおりとします。
 - ア 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）
 - イ 提出先：6-1）-（2）の提出先と同じ

7) 結果の公表

特定結果の通知後、次に掲げる事項について、奈良県豊かな食と農の振興課ホームページへの掲載により公表するものとします。

- ① 業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、評価項目毎の評価点及び合計点（受託者以外の業者名は公表しません。）

8. その他留意事項

- 1) 契約書の作成を要するものとします。
- 2) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の提案書を無効とします。
- 3) 提案書提出期限後における記載内容の変更や追加は認めません。
- 4) 提出された提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。複製は、特定を行う作業の終了後には裁断して廃棄します。
- 5) 提出された提案書及びその複製は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しません。
- 6) 提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができます。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- 7) 提出された書類は返却しません。
- 8) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とします。
- 9) 本業務内容は、協議により一部変更することがあります。
- 10) 本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。
- 11) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取り扱いは、次の通りとします。
 - (1) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとします。
 - (2) 本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の知的財産権は、そのすべてが奈良県に帰属するものとします。
- 12) 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注することとします。
 - (1) 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第3条に基づく、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - (2) 別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
 - (3) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1章 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3章 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4章 乙は、甲の指示がある場合を除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6章 乙は、委託業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、委託業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7章 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8章 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9章 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10章 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11章 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12章 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記2

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。